

◎新潟県告示第1375号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年1月新潟県告示第210号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から実施する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(委員会の構成等) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)	(委員会の構成等) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)